

2021年度 三好市教育ICT支援業務
公募型プロポーザル実施要領

2021年9月

三好市教育委員会

1 目的

本実施要領は、三好市立小中学校において、GIGAスクール構想により整備されたICT環境を効果的に活用した教育を実践するため、各学校の教育ICTを支援する業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

別紙1「2021年度 三好市教育ICT支援業務 仕様書」のとおり

3 予算規模

6,094,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

- 消費税及び地方消費税率は10%とする。
- この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- この金額を超えるものは受け付けない。

4 応募資格

応募する者は、公告日（以下「基準日」という。）において以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 基準日時点において、令和3年度一般競争入札（指名競争入札）参加資格名簿に登録された者であること。ただし、入札参加資格業者者名簿に登載されていない場合は、今回の業務においてのみ、次の（ア）～（ウ）の書類一式を応募申込書と同時に提出することで応募資格があるものとみなす。
 - (ア) 商業・法人登記簿謄本の写し
 - (イ) 印鑑登録証明書の写し
 - (ウ) 直近年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税の未納がないことの証明書の写しまたは納税証明書の写し
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規程に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められるものでないこと。

- (5) 契約締結日までの間に三好市から指名停止を受けていないこと。
- (6) 三好市暴力団等排除措置要綱（平成23年三好市告示第19号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。

5 実施スケジュール

実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、各項目の実施日については市の都合により適宜調整する場合がある。

時期	内容及び納入物品
2021年9月13日	提案募集開始
2021年9月24日	参加表明の締切、質問の締切
2021年9月27日	質問の回答日
2021年9月29日	提案書類の提出期限
2021年10月1日	1次審査結果通知
2021年10月上旬	2次審査
2021年10月上旬	2次審査結果通知
2021年10月上旬	契約予定

6 提出書類

(1) 提出物及び期限

次の書類は必ず提出すること。その他様式や作成要領は様式集に記載している。

分類	様式名	提出部数	提出期限
様式1	参加表明書	正1部	2021年9月24日 17:00 必着
様式2	企画提案書	正1部 副10部	2021年9月29日 17:00 必着
様式3	価格提案書	正1部	2021年9月29日 17:00 必着

(2) 提出先

徳島県三好市池田町サラダ1737番地1
三好市教育委員会 学校教育課

(3) 提出方法

直接持参または郵送

(4) 質疑応答

提案書作成に関する説明会は行わない。質問書（様式4）に質問事項を記して次の要領で提出すること。提出方法は電子メールによるものとし、提出後は到着の確認のため電話により連絡すること。質問書は電子メールの提出のみで押印したものを提出する必要はない。

なお、質問に関する回答はウェブサイトにおいて行うものとする。

- ① 提出期限 2021年9月24日 17:00 必着
- ② 提出先 gakkoukyouiku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp
- ③ 回答時期 2021年9月27日

7 企画提案書

企画提案書は次の要領で作成するものとする。

(1) 企画提案書様式

様式2（枝番含む）をすべて提出すること。

(2) 企画提案書本文

様式2の各種事項を記載し企画提案書本文はA4用紙に20ページ程度で作成すること。ページ数に様式2及び添付書類は含まないものとし、専門用語・IT用語で一般的に知られていない用語については別紙で説明を添えること。

企画提案書本文については次のことについて必ず記述すること。

(3) 業務要件に関する提案事項

- ① 現状・動向の把握による教育ICTに対する考え方
- ② 課題の整理・分析における方針・実施方法
- ③ 支援業務におけるポイント

(4) その他記載事項

① 提案者の本業務に対する理解

本業務を受託するにあたっての提案者の本業務に対する現状や問題点の理解を記載すること。

② スケジュール

本業務の実施スケジュールについて記載すること。スケジュールには、仕様書で定義されている全てを含むこととし、それ以外にも必要な作業があると提案者にて判断される場合には、適宜定義してもよい。

③ 業務体制

本業務に必要な各担当者の役割及び体制について記載すること。

④ 役割分担

本業務を遂行する上で、本市と提案者の役割分担について記載すること。また、各工程における予定工数も記載すること。

⑤ 成果物

本業務の遂行上、必要となる成果物について、その成果物の名称・提出時期について記載すること。なお、本業務の遂行上必要と判断されるものについては、適宜定義可能とするが、仕様書に定義されている成果物については、そのすべての成果物を網羅しなければならない。

⑥ 情報の管理

本業務で使用する資料等の情報全般の管理方法、提案者の本業務における情報セキュリティに対する取り組みについて、提案者の社内体制も含めて記載すること。

⑦ 有益な提案

上記項目以外に、専門的な立場から本市にとって有益な提案があれば記載すること。

8 選考方法

本業務の業者選考方法は次の1次審査と2次審査で行う。

提案業者が1者であっても受託候補者の受託能力を図るため審査を実施し、最低基準点（6割）を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。

(1) 1次審査（書類審査）

提案業者から提出された企画提案書の内容を評価する。

事務局における1次審査において上位3者を決定し2次審査の権利を獲得するものとする。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

2次審査は次のとおりである。なお、実施日や実施時間等の詳細な部分は権利を獲得した者に別途通知する。

※新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため、状況により2次審査を省略もしくは実施形態を変更する場合があります。

① 趣旨

プレゼンテーションは、提案書の内容をより具体的に説明することにより、その特徴や方針を詳細に提案するための場とする。提案書と異なる趣の説明や、提案書に記載していない新しい提案をすることはできない。

② 審査委員会

三好市教育ICT支援業務選考委員会（以下「選考委員会」という。）により受託候補者を選定する。

③ 対象事業者

1次審査で権利を獲得したもの

④ 実施日

「4 実施スケジュール」のとおり ※日程が決まり次第公表する。

⑤ 実施場所

三好市教育委員会内 会議室

⑥ 持ち時間

各者30分

※説明20分程度、質疑応答10分程度として、機器の設置及び撤収時間は含まない。

⑦ 参加人数

3名以内

⑧ プレゼンテーション順番

2次審査の権利を獲得したもので、企画提案書の受付の早い順番

⑨ 事務局用意機器

プロジェクタ、スクリーン、電源タップ

※その他の必要な機器は各事業者で準備すること。

⑩ 審査要領

評価の基準は別紙2「2021年度 三好市教育ICT支援業務公募型プロポーザル 評価基準」のとおりとする。

評点の高さに応じて順位付けを行う。ただし、評点の配点合計が6割に満たない者は当該順位付けに参入しない。評点の合計が同点となった場合は選考委員会で審議のうえ順位を決定する。

(3) 辞退

提案書提出について辞退するときは、提案書提出辞退届（様式5）を提出すること。

(4) 欠格事項

以下に該当する事業者は欠格とする。

- ① 基準日から契約締結までに応募要件を満たさなくなった者
- ② 参加表明書を提出しない者
- ③ 企画提案書を提出しない者
- ④ プレゼンテーション不参加の者
- ⑤ 上記の他、本業務の選考委員会が欠格者と判断した者

(5) 審査結果の通知

審査要領に基づく審査の結果は応募者全員に通知するとともに、応募者の名称、その概要を三好市ウェブサイトで公表する。

(6) 審査結果の確定

確定した順位が最上位の者に本業務の優先交渉権を与える。ただし、この者が失格または契約交渉が不調となった場合は、次順位の者と契約交渉を行う。（以降受託者が決定するまで同様）

なお、審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9 提案に関する留意事項

(1) 提案のための費用負担

提案に伴い提案者側に生ずる費用については、全て提案者の負担とする。

(2) 提案資料の取り扱い

提案資料については返却しない。

(3) 本公募型プロポーザルに関する資料の取り扱い

本事業以外の目的で使用すること及び第三者へ開示、漏えいしないこと。

(4) 仕様書の確定・訂正

受託候補者の特定後、受託候補者と協議の上、業務委託契約の仕様書の確定を行う。なお、当該協議の結果、必要があれば、仕様書の訂正、追加、削除等を行う可能性がある。

10 事務局

郵便番号：778-0003

所在地：徳島県三好市池田町サラダ1737番地1

担当部署：三好市教育委員会 学校教育課

電話番号：0883-72-3555

E-mail：gakkoukyouiku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp